

報告2

全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の  
一部改正について

全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の一部を次のとおり  
改正する。

平成18年3月24日提出

全国知事会  
会長 麻生 渡

## 全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則（昭和四十二年三月一日施行）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「船賃」を「運賃」に改め、同項第一号イ中「十一級」を「十級」に改め、同号ロ中「十級」を「九級」に改める。

第二十一号第一項第一号イ中「九級」を「七級」に改め、同号ロ中「八級」を「六級」に改め、同項第四号中「九級」を「七級」に改める。

第二十二号第一項第一号イ中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に、「九級」を「七級」に改め、同号ロ中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改め、同項第三号中「九級」を「七級」に改める。

第二十三号第一項第一号ロ中「九級」を「七級」に、「八級又は七級」を「六級又は五級」に改め、同号ハ中「八級」を「六級」に改める。

別表第一の一の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下四級」を「六級以下三級」に、「三級」を「二級」に改め、同表の二の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下六級」を「六級以下四級」に、「五級」を「三級」に改める。

別表第二の一の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下四級」を「六級以下三級」に、「三級」を「二級」に改め、同表の二の表区分の欄中「十一級」を「九級」に、「十級又は九級」を「八級又は七級」に、「八級」を「六級」に、「七級又は六

級」を「五級又は四級」に、「五級」を「三級」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正事由)

国家公務員の俸給表の級構成の改定に伴い、「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正が行われたことにより所要の改正を行うものである。

全国知事会事務局職員等の旅費に関する規則の一部改正案新旧対照表

改 正 案

現 行

<p>第二章 内国旅行の旅費 (船賃) 第十一条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 事務総長等又は十級の職務にある者については、上級の運賃</p> <p>ロ 九級以下二級以上の職務にある者については、中級の運賃</p> <p>ハ 略</p> <p>二 略</p> <p>第三章 外国旅行の旅費 (鉄道賃) 第二十一条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。 )による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する路線による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>ロ 六級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>二・三 略</p> <p>四 事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者が業務上の必要によ</p>	<p>第二章 内国旅行の旅費 (船賃) 第十一条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「船賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 事務総長等又は十一級の職務にある者については、上級の運賃</p> <p>ロ 十級以下二級以上の職務にある者については、中級の運賃</p> <p>ハ 級の職にある者については、下級の運賃</p> <p>二 略</p> <p>第三章 外国旅行の旅費 (鉄道賃) 第二十一条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。 )による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する路線による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者については、最上級の運賃</p> <p>ロ 八級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>二・三 略</p> <p>四 事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者が業務上の必要によ</p>
--	--

り特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

り特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃

(船賃)

(船賃)

第二十二条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

第二十二条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、六級以下二級以上の職務にある者については事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、八級以下二級以上の職務にある者については事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、一級の職務にある者については最下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者については中級の運賃、六級以下の職務にある者については下級の運賃

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者については中級の運賃、八級以下の職務にある者については下級の運賃

二 略

二 略

三 事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者が業務上の必要によりあらかじめ事務総長の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

三 事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者が業務上の必要によりあらかじめ事務総長の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

四 略

四 略

(航空費及び車賃)

(航空費及び車賃)

第二十三条 航空費の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条に

第二十三条 航空費の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条に

において「運賃」という。)による。

運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 略

ロ 七級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行者として財務省令で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。)をする六級又は五級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 六級以下の職務にある者(ロに該当するものを除く。)については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

2 略

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

において「運賃」という。)による。

運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 略

ロ 九級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行者として財務省令で定めるもの(以下「特定航空旅行」という。)をする八級又は七級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 八級以下の職務にある者(ロに該当するものを除く。)については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

2 略

改 正 案

別表第一 内国旅行の旅費

一 日当及び宿泊料

区 分	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	
		甲 地 方	乙 地 方
事務総長等の職務にある者	三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円
七級以上の職務にある者	二、六〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円
六級以下三級以上の職務にある者	二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円
二級以下の職務にある者	一、七〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円

備考

宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他、これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上二百キロメートル未満	鉄道二百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上
事務総長等の職務又は七級以上の職務にある者	一、一六、〇〇〇円	一、四四、〇〇〇円	一、七八、〇〇〇円	二、二〇、〇〇〇円	二、九二、〇〇〇円	三、〇六、〇〇〇円	三、二八、〇〇〇円
六級以下四級以上の職務にある者	一、〇七、〇〇〇円	一、三三、〇〇〇円	一、五一、〇〇〇円	一、八七、〇〇〇円	二、四八、〇〇〇円	二、六二、〇〇〇円	二、七九、〇〇〇円
三級以下の職務にある者	九三、〇〇〇円	一、〇七、〇〇〇円	一、三三、〇〇〇円	一、六三、〇〇〇円	二、一六、〇〇〇円	二、二七、〇〇〇円	二、四二、〇〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。

別表第一 内国旅行の旅費

一 日当及び宿泊料

区 分	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	
		甲 地 方	乙 地 方
事務総長等の職務にある者	三、〇〇〇円	一四、八〇〇円	一三、三〇〇円
九級以上の職務にある者	二、六〇〇円	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円
八級以下四級以上の職務にある者	二、二〇〇円	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円
三級以下の職務にある者	一、七〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円

備考

宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他、これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上二百キロメートル未満	鉄道二百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上
事務総長等の職務又は九級以上の職務にある者	二六、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	一九二、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円	三二八、〇〇〇円	三八一、〇〇〇円
八級以下六級以上の職務にある者	一〇七、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六六、〇〇〇円	二七九、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円
五級以下の職務にある者	九三、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円	二二六、〇〇〇円	一三七、〇〇〇円	二四三、〇〇〇円	二八一、〇〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。



改 正 案

別表第二 外国旅行の旅費

一 日当及び宿泊料

区分	日 当 (一日につき)				宿 泊 料 (一夜につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
事務総長等の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二二、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円
七級以上の職務にある者	七、二〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	二二、五〇〇円	一八、八〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円
六級以下三級以上の職務にある者	六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一三、九〇〇円	一一、六〇〇円
一級以下の職務にある者	五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、二〇〇円	一六、一〇〇円	一三、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九、七〇〇円

備考

一 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）をいう、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第二 外国旅行の旅費

一 日当及び宿泊料

区分	日当（一日につき）				宿泊料（一夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
事務総長等の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二二、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円
九級以上の職務にある者	七、二〇〇円	六、二〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	二二、五〇〇円	一八、八〇〇円	一五、一〇〇円	一三、五〇〇円
八級以下四級以上の職務にある者	六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円
三級以下の職務にある者	五、三〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	三、二〇〇円	一六、一〇〇円	一三、四〇〇円	一〇、八〇〇円	九、七〇〇円

備考

一 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）をいう。中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

改 正 案

二 支度料

区 分	出 張		
	旅行期間 一月未滿	旅行期間 一月以上三月未滿	旅行期間 三月以上
事務総長等の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円
九級以上の職務にある者	七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円
八級又は七級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円
六級の職務にある者	六六、〇三〇円	八〇、一八〇円	九四、三三〇円
五級又は四級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円
三級以下の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円

二 支度料

区 分	出 張		
	旅行期間 一月未滿	旅行期間 一月以上三月未滿	旅行期間 三月以上
事務総長等の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円
十一級の職務にある者	七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円
十級又は九級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円
八級の職務にある者	六六、〇三〇円	八〇、一八〇円	九四、三三〇円
七級又は六級の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円
五級以下の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円